

「広報なか」 有料広告のご案内

概要

◆特徴

広報は、主に自治会を通し、各家庭に配布されるほか、市内の公共施設・金融機関・コンビニ等でも受け取ることができます。

◆掲載紙の概要

毎月2回（11日発行号・25日発行号） 各 15,500 部発行

◆掲載場所と広告掲載料

〈中刷りページ内 下段〉半枠（縦 4.5cm×横 8.8cm）：10,000 円/号
全枠（縦 4.5cm×横 17.9cm）：20,000 円/号
※1号あたり半枠サイズで8枠募集します。

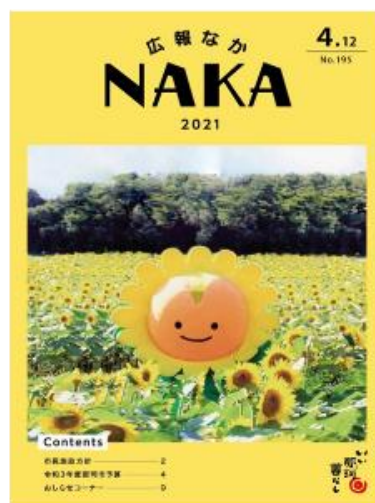
〈最終ページ（裏表紙）〉全枠（縦 4.5cm×横 17.9cm）：30,000 円/号
※1号あたり1枠募集します。



〈最終ページ(裏表紙)〉
全枠のみ



〈ページ内下段〉
半枠または全枠



※紙面のデザインは
変わります。

お申し込み・
お問い合わせ

那珂市総務部総務課 行財政改革推進室
〒311-0192 那珂市福田1819-5
電話 029-298-1111（内線573）
メール gyoukaku@city.naka.lg.jp

お申し込み方法

◆お申し込み方法

「那珂市広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、「広告原稿案」を添えて、電子メールにて那珂市総務課行財政改革推進室あてお届けください。

- ・申し込みを受けた広告の掲載については審査のうえ決定し、後日通知します。
- ・決定通知書には、広告掲載料をお納めいただく納付書も同封します。金融機関等にて、広告掲載前の指定された期限までにお納めください。
- ・以下の注意事項、募集する広告の概要及び広告掲載料（※表面に記載）及び「那珂市広告掲載審査基準」を必ずご確認の上、お申込みください。

要項（抜粋）

◆お申し込みができる者

市内又は近隣市町村に住所又は事業所若しくは店舗等を有する者で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 市税その他公租公課に滞納がある者
- (3) 本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の事業者
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足る相当の理由が認められる者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (7) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (8) 賭博・ギャンブルに係る業種又は事業者
- (9) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認める者

◆掲載できる広告の要件

次のいずれにも該当しないもの

- (1) 政治活動又は宗教活動に係る広告
- (2) 個人の宣伝に係る広告
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
- (4) 詐欺その他正当な取引と認められない広告
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する広告
- (6) 青少年保護及び健全育成並びに消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でない広告
- (7) その他掲載する広告として市長が適当でないと認めたもの

◆掲載基準

上記の「掲載できる広告の要件」に規定するもののほか、「那珂市広告掲載審査基準」をご確認ください。

お申し込み・
お問い合わせ

那珂市総務部総務課 行財政改革推進室
〒311-0192 那珂市福田1819-5
電 話 029-298-1111（内線573）
メール gyokaku@city.naka.lg.jp